

TPP協定交渉大筋合意に伴う  
北海道への影響  
中間とりまとめ

平成27年11月  
北海道



# 目 次

## I 物品市場アクセス

### 1 農業関係

|                            |    |
|----------------------------|----|
| (1) 米                      | 1  |
| (2) 小麦                     | 1  |
| (3) 甘味資源作物（てん菜、でん粉原料用馬鈴しょ） | 2  |
| (4) 雑豆（小豆・いんげん）            | 2  |
| (5) 野菜                     | 3  |
| (6) 果実                     | 3  |
| (7) 牛肉                     | 3  |
| (8) 豚肉                     | 4  |
| (9) 乳製品                    | 4  |
| (10) 軽種馬                   | 5  |
| 2 水産業関係                    | 6  |
| 3 林業・木材産業関係                | 7  |
| 4 商工業関係                    |    |
| (1) 加工食品                   | 9  |
| (2) 工業製品                   | 10 |

## II ルール分野等

### 1 衛生植物検疫（SPS）措置

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| (1) 衛生植物検疫及び食品の安全基準（残留農薬、食品添加物） | 12 |
|---------------------------------|----|

### 2 貿易の技術的障害（TBT）

|                   |    |
|-------------------|----|
| (1) 遺伝子組換え作物の表示問題 | 12 |
|-------------------|----|

### 3 貿易救済（セーフガード等）

|                    |    |
|--------------------|----|
| (1) 農林水産物のセーフガード措置 | 13 |
|--------------------|----|

### 4 政府調達

|                       |    |
|-----------------------|----|
| (1) 調達基準額の引下げや対象機関の拡大 | 13 |
|-----------------------|----|

|    |                                |    |
|----|--------------------------------|----|
| 5  | サービス・投資の市場アクセス                 | 14 |
| 6  | 知的財産                           |    |
|    | (1) 特許出願、商標登録、地理的表示等           | 15 |
|    | (2) 医薬品                        | 16 |
|    | (3) 著作権等                       | 16 |
|    | (4) 植物新品種の育成者権                 | 16 |
| 7  | 競争政策                           |    |
|    | (1) 地方公営企業                     | 17 |
| 8  | 国境を越えるサービスの貿易                  |    |
|    | (1) 医師等の国家資格の相互承認              | 17 |
|    | (2) 混合診療、医療分野への営利企業の参入         | 17 |
| 9  | 金融サービス                         |    |
|    | (1) 公的医療保険制度（医薬品・医療機器の価格決定等含む） | 17 |
|    | (2) 共済（保険事業）                   | 18 |
|    | (3) 郵政事業に係る生命保険事業              | 18 |
| 10 | 投資                             |    |
|    | (1) 投資家と国との間の紛争解決（ISDS）        | 18 |
| 11 | 環境                             |    |
|    | (1) 漁業補助金                      | 19 |
|    | (2) 野生生物の保護政策                  | 19 |
| 12 | 労働                             |    |
|    | (1) 労働規制の新たな見直し                | 19 |

## I 物品市場アクセス

### 1 農業関係

#### (1) 米

##### 【合意の概要】

- 現行の国家貿易制度及び枠外税率（米の場合341円/kg）を維持。
- 米国、豪州にSBS（売買同時契約）方式の国別枠（無関税、輸入義務量ではない）を設定。
  - ・ 米国：5万t（当初3年維持）→7万t（13年目以降）
  - ・ 豪州：0.6万t（当初3年維持）→0.84万t（13年目以降）

##### 【想定される影響】

- 新たな輸入枠が設定されることにより、実効ある影響回避措置が講じられない場合、国産米の価格低下が懸念される。
- 飼料用米への転換を含め生産調整に取り組まれている中、生産者の意欲減退が懸念される。

〔生産状況〕 農家戸数（H22）15,910戸、生産量（H26）640,500t  
農業産出額（H25）1,301億円

#### (2) 小麦

##### 【合意の概要】

- 現行の国家貿易制度及び枠外税率（55円/kg）を維持。
- 既存のWTO枠（574万t）に加え、米国、豪州、カナダに国別枠を新設（国家貿易・SBS方式）。新設枠の数量は7年目まで拡大。
  - ・ 米国：11.4万t（当初）→15万t（7年目以降）
  - ・ カナダ：4万t（当初）→5.3万t（7年目以降）
  - ・ 豪州：3.8万t（当初）→5万t（7年目以降）
- 既存のWTO枠内のマークアップを9年目までに45%削減し、新設する国別枠内のマークアップも同じ水準に設定。

##### 【想定される影響】

- 実質的な関税に相当するマークアップ水準が引き下げられ、輸入小麦の価格が低下し、これによる国産小麦の取引価格の下落が懸念される。
- マークアップ水準の引き下げにより、これを財源としている経営所得安定対策への影響が懸念される。

〔生産状況〕 農家戸数（H22）14,565戸、生産量（H26）551,400t  
農業産出額（H25）226億円（麦類）

### (3) 甘味資源作物（てん菜、でん粉原料用馬鈴しょ）

#### 【合意の概要】

##### ア 砂糖

- 現行の糖価調整制度を維持。
- 高糖度（糖度98.5度以上99.3度未満）の精製用原料糖に限り、関税を無税とし、調整金を少額削減。

##### イ でん粉

- 現行の糖価調整制度を維持、枠外税率（119円/kg）を維持。
- 現行の関税割当数量（16.7万 t）の範囲内でT P P枠を設定（7.5千 t）。

#### 【想定される影響】

##### ア てん菜

- 糖価調整制度は維持されるが、輸入糖から徴収している調整金の減少により、てん菜の生産振興対策への影響が懸念される。

〔生産状況〕 農家戸数（H22）8,734戸（工芸農作物）、生産量（H26）3,567,000 t、農業産出額（H25）366億円（工芸農作物）

##### イ でん粉原料用馬鈴しょ

- でん粉は、糖価調整制度及び関税割当制度が維持されるものの、輸入品の増加も懸念される。

〔生産状況〕 原料仕向量（H25）827,087 t

### (4) 雑豆（小豆・いんげん）

#### 【合意の概要】

- 枠内関税（10%）について即時関税撤廃、枠外税率（354円/kg）を維持。

#### 【想定される影響】

- 関税割当枠内の関税撤廃により、当該輸入品の価格が低下することで、国産品のうち品質的に競合するものについては、価格への影響が懸念される。

〔生産状況〕 農家戸数（H22）8,997戸（小豆）  
生産量（H26）72,100 t（小豆）  
農業産出額（H25）332億円（雑穀・豆類）

## (5) 野菜

### 【合意の概要】

- たまねぎ：現行8.5%（73.7円/kgを超えるものは無税）  
→段階的に6年目に関税撤廃。
- スイートコーン：現行6%→段階的に4年目に関税撤廃。
- メロン、すいか、いちご：現行6%→即時関税撤廃。
- その他生鮮野菜：現行3%の品目→即時関税撤廃。

### 【想定される影響】

- 低関税品目が多く、関税撤廃による影響は大きくないと考えられるが、加工・業務用として一定の需要があり、そうした用途向けの輸入野菜の増加が懸念される。

〔生産状況〕 農業産出額（H25）1,990億円（野菜）

## (6) 果実

### 【合意の概要】

- りんご（生果）：現行17%→段階的に11年目に関税撤廃。
- りんご（果汁）：現行（「19.1%」～「34%又は23円/kgのうちの高い方」）  
→段階的に8～11年目に関税撤廃。
- さくらんぼ：現行8.5%→段階的に6年目に関税撤廃。
- ぶどう：現行17%（3月～10月）、7.8%（11月～2月）→即時関税撤廃。

### 【想定される影響】

- 品種・流通時期の違いなどから、道産果実への影響は大きくないものと考えられるが、輸入価格低下による国産果実の価格下落も懸念される。

〔生産状況〕 農業産出額（H25）51億円（果実）

## (7) 牛肉

### 【合意の概要】

- セーフガード付きで関税を削減。
  - ・ 38.5%（現行）→27.5%（当初）→9%（16年目以降）
  - ・ セーフガード発動数量（年間）：59万t（当初）→73.8万t（16年目）
  - ・ セーフガード税率：38.5%（当初）→18%（15年目）

### 【想定される影響】

- 輸入牛肉の価格が低下することにより、肉質面で競合する乳用種や交雑種牛肉の価格の低下が懸念される。

〔生産状況〕 肉用牛飼養農家戸数（H26）2,680戸、枝肉生産量（H26）88,688t、農業産出額（H25）814億円（肉用牛）

## (8) 豚肉

### 【合意の概要】

- 差額関税制度及び分岐点価格（524円/kg）を維持。
- セーフガード付きで関税を削減・撤廃。
  - ・ 従価税（現行4.3%）：2.2%（当初）→ 0%（10年目以降）
  - ・ 従量税（現行482円/kg）：125円/kg（当初）→50円/kg（10年目以降）

### 【想定される影響】

- 低価格部位の輸入増に伴い、国産豚肉価格の低下が懸念される。

〔生産状況〕 豚飼養農家戸数（H26）246戸、枝肉生産量（H26）87,560 t  
農業産出額（H25）369億円（豚）

## (9) 乳製品

### 【合意の概要】

#### ア 脱脂粉乳・バター

- 現行の国家貿易制度を維持。
- 新たにT P P枠として低税率の民間貿易枠を設定。
  - ・ T P P枠：6万t（当初）→7万t（6年目以降）（生乳換算）

#### イ ホエイ

- 現行の国家貿易制度を維持。
- 新たにT P P参加国はセーフガード付きで民間貿易に移行。
- T P P参加国の関税は、21年目に撤廃。

#### ウ チーズ

- モッツアレラ、カマンベール等は、現行関税を維持。
- チェダー、ゴータ、クリームチーズ等は、16年目に関税撤廃。

### 【想定される影響】

#### ア 脱脂粉乳・バター

- T P P枠の設定により、輸入数量に上限はあるものの、安価な脱脂粉乳・バターの輸入が増加することにより、国産品の需給緩和と価格の低下が懸念される。

#### イ ホエイ

- 脱脂粉乳と競合する可能性が高いホエイの輸入が増加すれば、国産脱脂粉乳の需給緩和と価格の低下が懸念される。

#### ウ チーズ

- 一部チーズの関税撤廃により、安価なチーズの輸入が増加することから、国産チーズ向け生乳（約50万t）の需要が大きく減少することが懸念される。

〔生産状況〕 乳用牛飼養農家戸数（H26）6,900戸、生乳生産量（H26）3,810,742 t、農業産出額（H25）3,777億円（乳用牛）



## (10) 軽種馬

### 【合意の概要】

- 妊娠馬：現行340万円/頭→即時関税撤廃。
- 競走馬：現行340万円/頭→段階的に16年目に関税撤廃。セーフガードを措置。

### 【想定される影響】

- 低価格帯の外国産競走馬の輸入頭数の増加が懸念される。

〔生産状況〕 飼養戸数（H26）827戸、生産頭数（H26）6,737頭  
農業産出額（H25）286億円（軽種馬）

## 2 水産業関係

### 【合意の概要】

- こんぶ、わかめ等（現行10.5～40%）は、即時15%関税削減（8.9～34%）。
- すけとうだら（すり身、卵）、まだら（冷凍）等（現行1～9.6%）は、即時関税撤廃。
- すけとうだら（冷凍）、さけ、いか等（現行3.5～10%）は、段階的に引き下げ、6年目に関税撤廃。
- ほたてがい、さんま（冷凍）、ぶり（冷凍）等（現行3.5～10%）は、段階的に引き下げ、11年目に関税撤廃。
- さば、かたくちいわし（生鮮）等（現行7～10%）は、段階的に引き下げ、16年目に関税撤廃。

### 【想定される影響】

- 関税削減・撤廃により安価な輸入品が流通し、道産水産物の魚価の低下が懸念される。
- 安価な輸入品（水産物・畜産品）の流通によって、道産水産物がこれらに置き換わり、水産物消費の減少が懸念される。

### <全道の漁業生産状況>

- 漁業生産の状況（H25） 数量：1,239千トン、金額：2,900億円
  - ホタテガイ 45万4千トン(37%)、817億円(28%)
  - スケトウダラ 20万7千トン(17%)、120億円(4%)
  - サケ 13万6千トン(11%)、602億円(21%)
  - サンマ 9万2千トン(7%)、145億円(5%)
  - イカ 9万1千トン(7%)、256億円(9%)
  - コンブ(干) 1万5千トン(1%)、215億円(8%)
- 漁業経営体（H25） : 12,882
- 漁業就業者（H25） : 29,652人
- 道内港からの魚介類の輸出額（H25） : 613億円

### 3 林業・木材産業関係

#### 【合意の概要】

- 熱帯産木材合板、広葉樹合板（現行6.0%等）は、即時50%削減（3.0%等）（マレーシア）又は15年間均等引き下げ（ベトナム）。16年目関税撤廃、セーフガード付き。
  - 針葉樹合板（現行6.0%）は、即時50%削減（3.0%）（カナダ、NZ）又は15年間均等引き下げ（チリ、ベトナム）。16年目関税撤廃、セーフガード付き。
  - SPF製材（現行4.8%）は、即時50%削減（2.4%）、16年目関税撤廃、セーフガード付き（カナダ）。又は即時関税撤廃（NZ）。
  - OSB・パーティクルボード（現行6.0%等）は、即時50%削減（3.0%等）。16年目関税撤廃（カナダ）又は11年目関税撤廃（NZ）。セーフガード付き。
  - 造作用集成材（現行6.0%）は、10年間均等引き下げ。11年目関税撤廃。針葉樹以外のものについては、即時関税撤廃。
- ※ SPF製材（トウヒ・マツ・モミ属の製材）、OSB（屋根、壁、床の下地材）、パーティクルボード（家具用、建築用の材）

#### 【想定される影響】

- 関税撤廃となる針葉樹合板やSPF製材は、伐採時期が到来した本道主要樹種のカラマツ、トドマツによる合板や製材などと直接的に競合し、価格の低下やシェアの縮小が懸念される。
- 安価な輸入製品の流通により、競合する製品を生産する加工工場だけではなく、原料となる道産材の利用が減少し、林業経営意欲の減退や適切な森林整備の遅れなどが懸念される。

#### <合板の生産量と輸入量>

| 区 分                         | 関税           | 全 国                    | 道 内                  | シ ョ ア |
|-----------------------------|--------------|------------------------|----------------------|-------|
| 道内普通合板（ラワン類、広葉樹）<br>特殊合板生産量 | /            | /                      | 82.0千m <sup>3</sup>  | /     |
| 道内普通合板（針葉樹）生産量              |              |                        | 173.8千m <sup>3</sup> |       |
| 熱帯産木材合板・広葉樹合板<br>輸入量(TPP計)  | 6.0、<br>8.5～ | 1,637.4千m <sup>3</sup> | 94.8千m <sup>3</sup>  | 5.8%  |
| ：うちマレーシア                    | 10%          | 1,558.9千m <sup>3</sup> | 94.6千m <sup>3</sup>  | 6.1%  |
| 針葉樹合板輸入量(TPP計)              | 6.0%         | 64.5千m <sup>3</sup>    | 4.0千m <sup>3</sup>   | 6.2%  |
| ：うちカナダ・NZ                   |              | 54.2千m <sup>3</sup>    | 3.1千m <sup>3</sup>   | 5.7%  |

<製材（SPF）の生産量と輸入量>

| 区 分              | 関税   | 全 国                    | 道 内                  | シェア  |
|------------------|------|------------------------|----------------------|------|
| 道内エゾマツ・トドマツ製材生産量 | /    | /                      | 375.8千m <sup>3</sup> | /    |
| 道内カラマツ製材生産量      |      |                        | 439.6千m <sup>3</sup> |      |
| SPF製材輸入量（TPP計）   | 4.8% | 1,893.0千m <sup>3</sup> | 143.3千m <sup>3</sup> | 7.7% |
| うちカナダ            |      | 1,572.9千m <sup>3</sup> | 143.1千m <sup>3</sup> | 9.1% |
| うちNZ             |      | 39.1千m <sup>3</sup>    | 0千m <sup>3</sup>     | 0%   |

<主な木材製品の生産額、従事者数など>

- 木材・木製品製造業（家具を除く） 1,282 億円
- 木材・木製品製造業 従業者 6,603 人

## 4 商工業関係

### (1) 加工食品

#### 【合意の概要】

#### 〔輸 入〕

- ボトルワイン（現行15%等）は、8年目関税撤廃。清酒、焼酎（現行70.40円/L）は、11年目関税撤廃。
- 一定の輸入がある米粉調製品等（現行23.8%等）は5～25%の関税削減、輸入量が少ない又は関税率が低い品目等（現行21.3%等）は、関税を削減・撤廃。
- 小麦製品については、小麦粉調製品等にT P P 枠又は国別枠を新設（4.5万t（当初）→6万t（6年目以降））し、国家貿易制度で運用している小麦製品は、引き続き全て国家貿易制度で運用。また、マカロニ・スパゲティ（現行30円/kg）は、9年目までに60%関税削減（12円/kg）。
- 加糖調製品については、品目ごとにT P P 枠を設定（計6.2万t（当初）→9.6万t（品目ごとに6～11年目以降））

#### 〔輸 出〕

- 酒類については、全締約国において関税撤廃。特に、米国（3セント/L）、カナダ（2.82～12.95セント/L）の清酒については、即時撤廃。
- チョコレートについては、米国で2%～52.8セント/kg+8.5%の関税であったものが、即時～20年目の撤廃。

#### 【想定される影響】

- 加工食品に対して関税が撤廃される場合、輸入製品との競合により、道内食品製造業の競争力低下が懸念される。
- T P P 参加国から輸入される原材料を用いて加工製造（販売）を行っている事業者については、関税撤廃に伴い、仕入や調達品目のコスト縮減や、原材料の安定確保につながる可能性が考えられる。
- 関税の撤廃などにより、T P P 参加国への道産加工食品の輸出拡大の可能性が高まる。
- 競合する輸入加工食品に対して、道内産の原材料の使用や安全・安心な製品づくりなどにより、製品のブランド力や付加価値を活かした競争力強化につながる可能性が考えられる。

#### 【具体的な事例】

- 「にしん」や「たらの卵」を輸入し、「かずのこ」や「たらこ」を製造している企業の場合
    - ◆原材料：にしんの卵（関税率 冷蔵4%、塩蔵8.4% 即時撤廃）  
＜輸入額（道）約 27億円（H26貿易統計）＞
    - たら類の卵（関税率 4.2% 即時撤廃）  
＜輸入額（道）約 28億円（H26貿易統計）＞
- 関税分のコストが縮減

- ワインを製造している企業の場合
  - ◆ 製品：ワイン（関税率15%又は125円/ℓのうち低い方（8年目に関税撤廃））
    - ＜輸入額（ぶどう酒（2リットル以下の容器に入ったもの）（道）約3億9,000万円（H26貿易統計）＞
    - 海外ワインと競合

＜食品製造業の現況＞

|                    | 出荷額                  | 事業所数               | 従業員数               |
|--------------------|----------------------|--------------------|--------------------|
| 食品製造業<br>（食料品、飲料等） | 2兆1,800億円<br>(32.9%) | 2,042カ所<br>(37.6%) | 78,132人<br>(47.9%) |

※H26工業統計（速報）

（ ）内は全製造業に占めるシェア

（2）工業製品

【合意の概要】

〔輸 入〕

- 即時撤廃率
  - 品目ベース 95.3%、輸入額ベース 99.1%
- 関税撤廃率
  - 品目ベース 100%、輸入額ベース 100%

〔輸 出〕

- 11か国全体で、品目数で99.9%、輸出額で99.9%の関税撤廃。  
（即時撤廃の割合は、品目数で86.9%、輸出額で76.6%）
- E P A未締結の米国、カナダ、NZにつき、T P P発効時点で、工業製品の無税割合が以下のとおり直ちに上昇。
  - ・米 国 : 39% → 67%
  - ・カナダ : 47% → 68%
  - ・N Z : 79% → 98%
 （3か国合計で約7兆8,000億円分）
- 自動車部品、乗用車
  - ＜米 国＞
    - ・自動車部品（現行：主に2.5%）は、8割以上の即時関税撤廃。
    - ・乗用車（現行2.5%）は、15年目から関税削減開始、20年目で半減、22年目で0.5%、25年目で関税撤廃。
  - ＜カナダ＞
    - ・自動車部品（現行：主に6.0%）は、日本から輸出の9割弱が即時関税撤廃。
    - ・乗用車（現行6.1%）は、5年目で関税撤廃。

【想定される影響】

- 道内の自動車部品メーカーでは、北米向けトランスミッション等の輸出増などを背景に、海外向け自動車部品出荷額の総額が増加傾向にあり、T P P協定における関税撤廃により、さらなる輸出拡大の可能性が高まる。
  - ・米国向けの自動車部品 ＜輸出額（道）約840億円（H26貿易統計）＞
  - ・カナダ向けの自動車部品＜輸出額（道）約350億円（H26貿易統計）＞

- 鉄鋼製の管及び管用継手の輸出の際の関税が撤廃される（8～11年目）  
ことにより、輸出拡大の可能性が高まる。
  - ・マレーシア向けの鉄鋼製の管及び管用継手（現行25%）  
 <輸出額(道)約72億円（H26貿易統計）>
- 他にも、関税の撤廃などにより、TPP参加国への道産工業製品の輸出  
拡大の可能性が高まる。
- 道内農林水産業への影響次第では、生産用機械の投資額が減少するこ  
とが懸念される。

< 関連製造業の現況 >

|            | 出荷額               | 事業所数            | 従業員数             |
|------------|-------------------|-----------------|------------------|
| 鉄鋼業        | 5,569億円<br>(8.4%) | 81カ所<br>(1.5%)  | 5,829人<br>(3.6%) |
| 輸送用機械器具製造業 | 3,530億円<br>(5.3%) | 132カ所<br>(2.4%) | 9,026人<br>(5.5%) |

※H26工業統計(速報)

( ) 内は全製造業に占めるシェア

## II ルール分野等

### 1 衛生植物検疫（SPS）措置

#### （1）衛生植物検疫及び食品の安全基準（残留農薬、食品添加物）

##### 【合意の概要】

- 人、動物又は植物の生命又は健康を保護しつつ、各締約国が実施する衛生植物検疫措置が貿易に対する不当な障害をもたらすことのないようにすることを確保することに関する規定を設けている。
- WTO・SPS協定\*の内容を上回る規定として、締約国がWTO衛生植物検疫委員会の関連する指針並びに国際的な基準、指針及び勧告を考慮することや各締約国のSPS措置に係る手続の透明性の向上に関する規定等を設けている。
- 科学的な原則に基づいて、加盟国に食品の安全（人の健康又は生命の保護）を確保するために必要な措置をとる権利を認めるWTO・SPS協定を踏まえた規定となっている。

##### 【想定される影響】

- 食品の安全基準の緩和などの懸念があったが、日本の制度変更が必要となる合意内容は設けられていないことから、特段の影響はないものと考えられる。

##### ※WTO・SPS協定の概要（加盟国の権利及び義務）

- 権利：人、動物又は植物の生命又は健康を保護するために、SPS協定に反しない範囲で、必要な措置を執る権利が認められている。
- 義務：SPS措置をとる場合は、以下のルールに則る必要がある。
  - ①保護に必要な限度において、科学的な原則に基づいた措置をとること
  - ②関連の国際機関によって作成された国際的な基準や指針、勧告がある場合には、原則としてそれに基づいた措置をとること
  - ③同様の条件下にある加盟国間及び国内外で不当な差別をしないこと
  - ④国際貿易に対する偽装した制限となるような態様で措置を適用しないこと ほか

### 2 貿易の技術的障害（TBT）

#### （1）遺伝子組換え作物の表示問題

##### 【合意の概要】

- 強制規格、任意規格及び適合性評価手続\*の導入に際し、他の締約国の利害関係者の参加及び意見提出の機会を与えること、国際規格に適合的な措置であっても貿易に著しい影響を与える場合はWTOに通報すること、WTO通報と同時に締約国に当該通報及び提案を電子的に送付すること等の規定を設けている。
- 遺伝子組換え食品表示を含め、食品の表示要件に関する日本の制度の変更が必要となる合意内容は設けられていない。

##### 【想定される影響】

- 遺伝子組み換え作物表示基準の緩和や撤廃の懸念があったが、日本の制度変更が必要となる合意内容は設けられていないことから、特段の影響はないものと考えられる。



- ※強制規格：法令等に基づいて、守ることが義務付けられている規格
- 任意規格：守ることが任意となっている規格
- 適合性評価手続：規格に適合していることを評価する手続

### 3 貿易救済（セーフガード等）

#### （1）農林水産物のセーフガード措置

##### 【合意の概要】

- 輸入急増による国内産業への重大な損害を防止するため、一時的に緊急措置（経過的セーフガード措置）をとることができることなどの規定を設けている。
- 経過的セーフガード措置については、関税の引下げ、撤廃の結果として、輸入が急増したことにより、国内産業に重大な損害又はそのおそれを引き起こしている場合には、関税譲許<sup>※</sup>を一時的に停止するか、一定の水準まで関税を引き上げることができる規定を設けている。
- その期間については、協定の発効から3年間。ただし、特定の製品の関税撤廃がそれよりも長い期間にわたって行われる場合は当該製品についての段階的な撤廃期間とされている。
- また、同一製品に対する二回以上の経過的セーフガードの発動の禁止等、WTO協定にはない内容とした規定を設けている。

##### 【想定される影響】

- 経過的セーフガード措置は、国内産業の損害を立証する必要があるが、農林水産分野における影響が想定される品目については、個別の品目ごとに、基準に基づき自動的に発動するセーフガードが措置されている。

※譲許：ある事柄について、協議し、合意すること。

### 4 政府調達

#### （1）調達基準額の引下げや対象機関の拡大

##### 【合意の概要】

- 特定の調達機関が基準額以上の物品及びサービスを調達する際の規律を規定。
- 具体的には、公開入札とすることと、入札における内国民待遇及び無差別原則、調達の過程の公正性及び公平性、適用範囲のさらなる拡大（地方政府を含む）に関する交渉等について規定。
- マレーシア、ベトナム及びブルネイはWTO政府調達協定を締結しておらず、これらの3か国との間で、TPP協定の政府調達章の対象調達について、内国民待遇、無差別待遇原則及び調達手続の透明性確保に係る詳細な手続規則が初めて国際約束として規定され、これらの国々の政府調達市場へのアクセスが改善する。
- 日本の調達基準については、既存のWTOの政府調達と同水準としている（基準の引下げはないとしている）。
- 各交渉参加国の調達基準は明らかにされていないが、各国の対応方向は次のとおりとなっている。
  - ・ ベトナム、マレーシア、ブルネイにおける日本企業の政府調達市場参

入機会を初めて国際約束として規定

- ・ 米国、豪州、カナダ、シンガポールは既存の国際約束以上の対象機関について政府調達市場を開放
- ・ 豪州、チリ、ペルーは既存の国際約束より対象となる調達の基準額を引き下げ

#### 【想定される影響】

- 建設工事等において、日本の調達基準は、既存のWTOの政府調達協定と同水準とされていることから、海外企業の参入による道内建設企業への特段の影響はないものと考えられる。
- 各交渉参加国の調達基準等が示されていない中での判断は難しいが、一部の国で既存の国際約束より基準額を下げるなどとしており、今後、国内企業による海外政府調達市場への参入機会が増える可能性があるものと考えられる。
- 対象品目の拡大や調達基準額の引き下げが行われないことから、道の発注に当たっては、特段の影響はないものと考えられる。
- 政府調達機関の市町村への拡大による入札事務の増加等が懸念されていたが、制度の変更が求められる合意内容ではないことから、特段の影響はないものと考えられる。

## 5 サービス・投資の市場アクセス

#### 【合意の概要】

- 市場アクセス改善については、原則すべてのサービス及び投資分野を自由化の対象とし、規制の根拠となる措置や分野を列挙。日本企業の海外進出の観点から、諸規制の緩和や撤廃が進んだうえ、現状が明確化され、透明性が向上。

\* 具体例として、我が国産業界からの主要関心分野であったコンビニを含む流通業における外資規制の緩和。

(例) ベトナム

TPP発効後5年の猶予期間を経て、コンビニ、スーパー等の小売流通業の出店について、ベトナム全土において、「経済需要テスト (Economic Needs Test)」(注)を廃止。

(注) 出店地域の店舗数や当該地域の規模等に基づく出店審査制度

(例) マレーシア

小売業 (コンビニ) への外資規制の緩和 (コンビニへの外資出資禁止→出資上限30%)

小売業の諸手続が緩和され、透明性も向上

#### 【想定される影響】

- 流通業における外資規制の緩和による国内資本のコンビニチェーンの海外への出店が増える場合など、関連する業界の活性化により、道産加工食品の海外展開の機会が増える可能性がある。

## 6 知的財産

### (1) 特許出願、商標登録、地理的表示等

#### 【合意の概要】

- TPP協定で対象となる知的財産は、商標、地理的表示、特許、意匠、著作権、開示されていない情報等である。知的財産章は、これらの知的財産につき、WTO協定の一部である「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」(TRIPS協定)を上回る水準の保護と知的財産権の行使(民事上及び刑事上の権利行使手続並びに国境措置等)について規定し、知的財産権の保護と利用の推進を図る内容となっている。
- 商標
  - ・ 商標権の取得の円滑化  
国際的な商標の一括出願を規定した標章の国際登録を定めるマドリッド協定議定書又は商標出願手続の国際的な制度調和と簡略化を図るためのシンガポール商標法条約の締結を義務付け
  - ・ 商標の不正使用について、法定損害賠償制度又は追加的損害賠償制度を設ける。
- 特許
  - ・ 特許期間延長制度(出願から5年、審査請求から3年を超過した特許出願の権利化までに生じた不合理な遅滞につき、特許期間の延長を認める制度)の導入の義務付け
  - ・ 新規性喪失の例外規定(特許出願前に自ら発明を公表した場合等に、公表日から12月以内にその者がした特許出願に係る発明は、その公表によって新規性等が否定されないとする規定)の導入を義務付け
- 知的財産権保護の権利行使
  - ・ WTO・TRIPS協定やACTA(偽造品の取引の防止に関する協定)と同等又はそれを上回る規範の導入  
(例)営業秘密の不正取得、商標を侵害しているラベルやパッケージの使用など
- 地理的表示(GI)
  - ・ 地理的表示の保護又は認定のための行政手続を定める場合、
    - ① 過度の負担となる手続を課することなく申請等処理すること
    - ② 申請等の対象である地理的表示を公開し、これに対して異議を申し立てる手続を定めること
    - ③ 地理的表示の保護又は認定の取消しについて定めること等が規定されている。

#### 【想定される影響】

- 日本が加盟しているTRIPS協定を基礎に、知的財産権保護と利用の推進が図られる内容となっており、知的財産に係る制度の大幅な変更が求められる規定は設けられていないことから、特段の影響はないものと考えられる。
- 海外での道産品のブランド保護も含め、TPP参加国間での知的財産の保護が強化される可能性が高まることが考えられる。

## (2) 医薬品

### 【合意の概要】

- 医薬品の知的財産保護を強化する制度の導入
  - ① 特許期間延長制度（販売承認の手続の結果による効果的な特許期間の不合理な短縮について特許権者に補償するために特許期間の調整を認める制度）
  - ② 新薬のデータ保護期間に係るルールの構築（保護期間 8 年間）
  - ③ 特許リンケージ制度（後発医薬品承認時に有効特許を考慮する仕組み）

### 【想定される影響】

- 日本における新医薬品データの保護期間は原則 8 年となっており、現況と変更はないため、特段の影響はないものと考えられる。

## (3) 著作権

### 【合意の概要】

- 著作物（映画を含む）、実演又はレコードの保護期間を次のとおりとする。
  - ① 自然人の生存期間に基づき計算される場合には、著作者の生存期間及び著作者の死から少なくとも 70 年
  - ② 自然人の生存期間に基づき計算されない場合には、次のいずれかの期間
    - (1) 当該著作物、実演又はレコードの権利者の許諾を得た最初の公表の年の終わりから少なくとも 70 年
    - (2) 当該著作物、実演又はレコードの創作から一定期間内に権利者の許諾を得た公表が行われなかった場合には、当該著作物、実演又はレコードの創作の年の終わりから少なくとも 70 年
- 故意による商業的規模の著作物の違法な複製等を非親告罪とする。ただし、市場における原著作物等の収益性に大きな影響を与えない場合はこの限りではない。
- 著作権の侵害について、法定損害賠償制度又は追加的損害賠償制度を設ける。

### 【想定される影響】

- 著作権に関する国際協調と海賊版対策の強化を目的としていることから、国民生活や企業活動に大きな影響はないものと考えられる。

## (4) 植物新品種の育成者権

### 【合意の概要】

- 育成者権<sup>\*</sup>については、今回の合意内容には示されていない。

### 【想定される影響】

- 育成者権について制度の変更が求められる合意内容は設けられていないことから、特段の影響はないものと考えられる。

※育成者権：新たに植物品種を育成した者に与えられる権利。国に登録することにより、登録品種の種苗、収穫物、加工品の販売等を独占できる。

## 7 競争政策

### (1) 地方公営企業

#### 【合意の概要】

- 競争法令の制定又は維持、競争当局の維持、競争法令の執行における手続の公正な実施、締約国間及び競争当局間の協力、消費者の保護等について規定している。
- 現行の地方公営企業に関する制度の見直しによる事業者間競争の促進といった合意内容は、示されていない。

#### 【想定される影響】

- 競争政策の見直しにより、地方公営企業に関する制度への影響が懸念されたが、地方公営企業等に関する法令等の変更が必要となる合意内容は設けられていないことから、特段の影響はないものと考えられる。

## 8 国境を越えるサービスの貿易

### (1) 医師等の国家資格の相互承認

### (2) 混合診療、医療分野への営利企業の参入

#### 【合意の概要】

- 国境を越える取引、海外における消費の態様によるサービスの提供、自然人の移動によるサービスの提供に関し、内国民待遇、最恵国待遇、市場アクセス（数量制限の禁止等）等について規定している。
- 日本は、社会事業サービス（保健、社会保障、社会保険等）等について包括的な留保を行っている。

#### 【想定される影響】

- 医師、歯科医師、薬剤師、看護師及び介護福祉士の国家資格の相互承認が必要となる合意内容は設けられていないことから、特段の影響はないものと考えられる。
- 日本は、社会事業サービスについて包括的な留保を行っており、混合診療の解禁など、日本の公的医療保険制度について変更は求められないことから、特段の影響はないものと考えられる。

## 9 金融サービス

### (1) 公的医療保険制度（医薬品・医療機器の価格決定等含む）

#### 【合意の概要】

- 越境での金融サービスの提供等に関し、内国民待遇、最恵国待遇、市場アクセス制限の禁止、行政における透明性の確保といったWTO協定と同種の規律のほか、経営幹部等の国籍・居住要件の禁止、支払・清算システムへのアクセス許可、保険サービス提供の迅速化等の貿易自由化の促進のための規律を協定本文で定めている。
- なお、公的年金計画又は社会保障に係る法律上の制度の一部を形成する活動・サービス（公的医療保険を含む）、締約国の勘定、保証又は財源を利用して行われる活動・サービスには適用されない。

#### 【想定される影響】

- 日本の公的医療保険制度のあり方について変更は求められないため、特段の影響はないものと考えられる。

## (2) 共済（保険事業）

### 【合意の概要】

- 越境での金融サービスの提供等に関し規定されているが、共済事業は、今回の合意内容の対象となっていない。

### 【想定される影響】

- 共済に関して、制度変更や新たな規制が設けられることが懸念されていたが、日本の制度変更が必要となる合意内容は設けられていないことから、特段の影響はないものと考えられる。

## (3) 郵政事業に係る生命保険事業

### 【合意の概要】

- 越境での金融サービスの提供等に関し、内国民待遇、最恵国待遇、市場アクセス制限の禁止、行政における透明性の確保といったWTO協定と同種の規律のほか、経営幹部等の国籍、居住要件の禁止、支払・清算システムへのアクセス許可、保険サービス提供の迅速化等の貿易自由化の促進のための規律を協定本文で定めている。

### 【想定される影響】

- 生命保険事業（かんぽ生命）に関して、新たな規制が設けられることが懸念されていたが、日本が既に履行しているWTO協定と同種の規律が定められており、日本の制度変更が必要となる合意内容は設けられていないことから、特段の影響はないものと考えられる。

## 10 投資

### (1) 投資家と国との間の紛争解決（ISDS）

#### 【合意の概要】

- 投資家と国との間の紛争の解決（ISDS）のための手続も規定。
- ISDS手続に関しては、例えば、次のような濫訴抑制につながる規定が置かれている。
  - ・ 仲裁廷は、国家の義務違反の有無を判断する段階に至る前に、訴えが仲裁廷の権限の範囲外であるとの被申立国による異議等について決定を行う。
  - ・ 全ての事案の判断内容等を原則として公開することを義務付ける。
  - ・ 申立て期間を一定の期間に制限する。
- TPP協定第9章において、投資受入国が正当な公共目的等に基づく規制措置を採用することが妨げられないことが確認されている。

#### 【想定される影響】

- 道が独自に定める条例や規則が投資の障壁とされ、見直しを余儀なくされることが懸念されていたが、正当な公共目的等に基づく規制措置を採用することが妨げられないことなどから、特段の影響はないものと考えられる。

## 11 環境

### (1) 漁業補助金

#### 【合意の概要】

- 漁業補助金に関しては、①漁獲に対する補助金であって、乱獲された状態にある魚類資源に悪影響を及ぼすもの、②IUU漁業\*に従事する漁船に対して交付される漁業補助金を禁止している。

日本の漁業補助金については、持続的漁業の発展、多面的機能の発揮や震災復興を目的としており、禁止される補助金には該当せず、引き続きその交付が可能。

※IUU漁業…違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業

#### 【想定される影響】

- 日本の制度変更が必要となる合意内容は設けられていないことから、特段の影響はないものと考えられる。

### (2) 野生生物の保護政策

#### 【合意の概要】

- 「絶滅のおそれのある種の国際取引に関する条約（CITES）に基づく義務を履行すること」、「違法に採捕された野生動植物の取引に対処するために措置をとり、及び当該取引を防止するために協力すること」及び「特別に保護された自然の区域（湿地等）を生態学的に本来のままの状態に保全するための措置を通ずること等により、自国がその領域において危険にさらされていると特定した野生動植物を保護し、及び保存すること」に合意する。

#### 【想定される影響】

- 環境規制の緩和等により自然環境への影響が懸念されていたが、日本では、合意内容に関して、既に関係法令が整備されていることから、特段の影響はないものと考えられる。

## 12 労働

### (1) 労働規制の新たな見直し

#### 【合意の概要】

- 国際的に認められた労働者の権利に直接関係する締約国の法律を執行すること、ILO宣言に述べられている権利（強制労働の撤廃、児童労働の禁止、雇用・職業に関する差別の撤廃等）を自国の法律等において採用・維持すること、労働法令についての啓発の促進及び公衆による関与のための枠組み、協力に関する原則等について規定が設けられている。

- 単純労働者の受入れを義務づける規定は設けられていない。

#### 【想定される影響】

- 日本では、各締約国が保障すべきとされている労働者の権利に関する国内法令は既に設けられており、他に制度の変更が求められる合意内容ではないことから、特段の影響はないものと考えられる。

- 海外からの単純労働者の流入が懸念されていたが、日本の制度変更が必要となる合意内容は設けられていないことから、特段の影響はないものと考えられる。